

○日本育英会 寄付金取扱規程施行細則

平成13年 8 月 14 日

達第1020号

(趣旨)

第1条 日本育英会 寄付金取扱規程（平成13年 8 月 14 日達第1019号。以下「寄付金規程」という。）第7条の規定に基づく育英寄付金（以下「寄付金」という。）に関する取扱については、この施行細則の定めるところによる。

(寄付金の受入手続)

第2条 一般の個人又は法人からの寄付金の受入手続は、次のとおりとする。ただし、第2項及び第3項に該当するものを除く。

- (1) 寄付金の申込みに関する照会があつた場合は、庶務課（支所にあつては総務課。以下同じ。）で受け付け、育英寄付金申込書（以下「申込書」という。）を当該者に送付する。ただし、100万円以上の申込みについては、本部庶務課で取り扱うものとする。
- (2) 前号の申込書が提出されてきたときは、その受け入れについて、当該申込書における寄付金額の次の表の左欄に掲げる区分に応じて、当該右欄に掲げる者の決裁により決定するものとする。

100,000円未満	庶務課長（支所にあつては総務課長）
100,000円～1,000,000円未満	総務部長（支所にあつては支所長）
1,000,000円～5,000,000円未満	担当理事
5,000,000円以上	理事長

- (3) 前号の規定にかかわらず、申込書の内容によつては、各決裁者が必要と認める場合は、理事長決裁を受けるものとする。
- (4) 寄付金を受け入れることが決定したときは、寄付申込者に対して直ちに銀行及び郵便局の育英寄付金振込口座番号を通知するものとする。
- (5) 寄付金は、日本育英会（以下「本会」という。）が指定する銀行又は郵便局の口座に受け入れるものとする。ただし、現金又は金券（小切手、定額小為替証書、郵便振替払出証書等をいう。）で受理する場合は、会計課（支所にあつては総務課。以下同じ。）に納入するものとする。
- (6) 寄付金は、本会が指定寄付金（大蔵省告示第154号に該当するもの。以下同じ。）として寄付を募る場合及び寄付者から指定寄付金として申出がある場合は、指定寄付金として受け入れるものとし、その他は特増寄付金（特別公益増進法人に対する寄付金。以下同じ。）として受け入れるものとする。
- (7) 会計課が発行する領収証には、次の税法上の区分に従い寄付金の種別を明記するものとする。
 - ア 所得税法第78条第2項第2号又は法人税法第37条第3項第2号に規定する寄付金（指定寄付金）
 - イ 所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第3項第3号に規定する寄

付金（特増寄付金）

ウ 租税特別措置法第40条第1項又は同法第70条第1項に規定する寄付又は贈与
2 返還者の申出により、報奨金又は過剰返還金を寄付金に振り替える場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 返還担当各課（本部にあつては返還第一課，返還第二課又は返還第三課，東京支所にあつては収納第一課又は収納第二課，名古屋支所及び大阪支所にあつては収納課をいう。）は，報奨金又は過剰返還金について，育英寄付金振替明細書（別紙様式）により，庶務課及び会計課に通知するものとする。

(2) 会計課は，育英寄付金振替明細書により，寄付金に振替処理を行うものとする。

(3) 前号の寄付金は，前項第7号イに該当する寄付金として受け入れるものとし，会計課が発行する領収証にその旨を明記するものとする。

3 少額の過剰返還金（過剰した返還金の額が返金に係わる手数料を除き100円未満のもの）を寄付金に振り替える場合の手続は，前項に準じて取り扱うものとする。ただし，この場合においては，寄付金に振り替えて領収することを「返還完了通知書」に記載し，これを領収証に代えるものとする。

（寄付金の受入状況報告等）

第3条 寄付金の受入状況報告等の取扱いについては，次のとおりとする。

(1) 各支所総務課は，毎月，寄付金の受入状況を本部庶務課に報告するものとする。

(2) 本部庶務課は，毎月，受入状況を取りまとめ，理事長に報告するものとする。

(3) 前号の報告後に本部庶務課は，受入状況を寄付金台帳に記載するものとする。

（寄付金の勘定科目）

第4条 寄付金の受入れ勘定科目については，指定寄付金は育英寄付金科目とし，特増寄付金は前受金科目とする。ただし，予算科目は，いずれも育英寄付金科目とする。

（寄付者への礼状等）

第5条 寄付金規程第3条第3項に規定する礼状等の取扱いについては，次のとおりとする。

(1) 10万円未満の寄付者に対しては，礼状を交付するものとする。

(2) 10万円以上の寄付者に対しては，礼状及び感謝状を交付するものとする。

(3) 100万円以上の寄付者に対しては，原則として，領収証，礼状及び感謝状等を手交するものとする。

附 則

この施行細則は，平成13年8月14日から施行し，平成13年4月1日から適用する。